

障発0331第6号
令和3年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関
する基準」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補
装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年
厚生労働省告示第528号）の一部が、令和3年3月31日厚生労働告示第
145号により別添のとおり改正され、令和3年4月1日から適用されるこ
ととなった。

については、下記の点を御了知いただき、貴管内市町村、身体障害者更生相
談所、関係機関等に対し、周知願いたい。

記

1 趣旨

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18
年厚生労働省告示第528号）について、補装具費の基準額に係る実態調査
の結果や関係団体へのヒアリング調査の結果等を踏まえ、所要の改正を行
う。

2 改正の概要

(1) 基準額の改定

- ・補装具費の基準額に係る実態調査の結果を踏まえ、所要の改定を行う。

(2) 型式の追加

- ・購入及び修理基準の殻構造義肢（義手）に「電動式」を追加する。
- ・購入及び修理基準の殻・骨格構造義肢の下腿義足に「TSB式」を追加する。

(3) 用語の整理

- ・JIS T 9267（福祉用具－歩行補助具－多脚つえ）が制定されたことに伴い、歩行補助つえの「多点杖」を「多脚つえ」に改称する。

(4) その他

- ・所要の改正を行う。

3 運用上の留意事項

補装具製作業者等に対しても、改正の内容を周知するとともに、製作技術の充実及び技術水準の向上に努めるよう指導すること。